

白河市空家解体費補助金交付要綱

平成31年白河市告示第40号

改正

令和3年3月30日要綱第63号

令和3年7月1日要綱第21号

令和4年3月15日要綱第72号

令和4年8月22日要綱第27号

令和6年3月22日要綱第64号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の良好で快適な生活環境の形成を図るため、空家を解体する者に対し白河市空家解体費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する居住その他の使用がされていない一戸建ての専用住宅及び併用住宅（2分の1以上が居住の用に供されているものに限る。）をいう。
- (2) 所有者等 空家の登記事項証明書に所有者として記載されている者又は固定資産課税台帳に登録されている者（未登記の場合に限る。）をいう。
- (3) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等として市長が認定したものをいう。この場合において、非住宅の建物（店舗・工場・倉庫・物置等）も含めるものとする。

(交付対象空家)

第3条 補助金の交付対象となる空家（以下「交付対象空家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請日において居住その他の使用が1年以上されていないもの
- (2) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築されたもの
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものでないこと
- (4) 公共事業の補償対象でないもの
- (5) 所有権以外の権利が設定されていないもの

2 前項の規定にかかわらず、特定空家等については、前項第4号及び第5号のいずれにも該当するものを交付対象空家とする。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空家の所有者等若しくはその相続人又はそれらの者から当該空家の解体について同意を得た者
- (2) 白河市及び居住する市区町村に税金の滞納がない者
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (4) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (5) 法人でない者（特定空家等の所有者及び非営利団体は除く。）

2 前項第1号の規定にかかわらず、交付対象空家が共有に係る空家又は遺産分割前の遺産共有に係る空家である場合は、共有者のうちから選任された代表者を交付対象者とすることができる。

（交付対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号のいずれにも該当する事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費とする。

- (1) 交付対象空家の全部を解体する工事（周囲への安全を確保する上で、空家の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等も含む。）
- (2) 次のア又はイのいずれかの要件を満たしている事業者が施工する解体工事
 - ア 福島県の解体工事業者に登録されている事業者
 - イ 福島県の建設業許可を受けており、解体工事の資格を有する者が所属している事業者
- (3) 第9条第1項の規定による交付決定通知書の通知の日以降に契約する解体工事
- (4) 交付決定を受けた日が属する年度のおおむね2月末日までに第14条に規定する実績報告書を提出することができる解体工事
- (5) 敷地内に建物を残さない工事（第3条第2項に規定する交付対象空家に限る。）

（交付対象外経費）

第6条 次の各号に該当する経費は、補助金の交付対象としない。

- (1) 空家及び土地の取得に係る費用
- (2) 設計費、調査費、各種申請手数料及びその他経費
- (3) 残置物の処分費
- (4) 物置、門扉、塀、カーポート等の附属の構築物の解体費
- (5) 浄化槽の処分費
- (6) 整地費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、20万円を上限とする。ただし、第

3条第2項に規定する交付対象空家の場合は、補助対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とし、100万円を上限とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白河市空家解体費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 空家の位置図及び現況写真
- (2) 補助対象事業に要する費用に係る見積書の写し
- (3) 空家の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税台帳に所有者として登録されていることを証明する書類等）
- (4) 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築したことを証明する書類
- (5) 居住その他の使用が1年以上されていない空家であることを確認する書類（電気・水道の停止日が確認できるもの、ガス閉栓証明等）
- (6) 申請者が白河市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約する暴力団排除に関する誓約書（第2号様式）
- (7) 相続に係る空家の場合は、相続人であることを証明する書類
- (8) 第4条第2項に規定する代表者が申請者である場合は、共有者又は遺産共有者との紛争等に関する誓約書（第3号様式）
- (9) 共有に係る空家の場合は、全ての共有者の解体に係る同意書（第3号の2様式）及び印鑑登録証明書
- (10) 遺産分割前の遺産共有に係る空家の場合は、全ての相続人の解体に係る同意書及び印鑑登録証明書
- (11) 空家の所有者等から当該空家の解体について同意を得た者が申請者である場合は、所有者等の解体に係る同意書及び印鑑登録証明書
- (12) 空家の所有者等の相続人から当該空家の解体について同意を得た者が申請者である場合は、所有者等の相続人の解体に係る同意書、印鑑登録証明書及び戸籍謄本
- (13) 空家の平面図（併用住宅である場合に限る。）
- (14) 市区町村民税及び白河市の固定資産税の滞納がないことを証明する書類
- (15) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する交付対象空家については、前項第4号、第5号、第9号及び第10号に規定する書類の提出を省略する。

（交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により補助金の交付を決定し、白河市空家解体費補助金交付決定

通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更）

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が当該交付決定の内容を変更するときは、速やかに白河市空家解体費補助金変更交付申請書（第5号様式）に、変更の内容を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請書が提出された場合において、申請事項の変更を認めるときは、白河市空家解体費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

(2) 交付決定の条件に違反したとき

2 市長は前項の規定により交付決定を取り消したときは、白河市空家解体費補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、当該補助事業者に対し通知するものとする。

（補助対象事業の中止）

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助対象事業を中止する必要がある場合は、白河市空家解体費補助対象事業中止届（第8号様式）に、次に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 第9条の規定により通知された白河市空家解体費補助金交付決定通知書

(2) 第10条第1項の規定により申請内容を変更した場合は、同条第2項に規定する白河市空家解体費補助金変更交付決定通知書

2 市長は、前項の規定により白河市空家解体費補助対象事業中止届の提出があったときは、交付決定を取り消し、前条第2項の白河市空家解体費補助金交付決定取消通知書により補助事業者に対し通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は第11条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の返還を求めるときは、白河市空家解体費補助金返還命令書（第9号様式）によるものとする。

（実績報告）

第14条 規則第16条の規定による実績報告は、同項の規定にかかわらず白河市空家解体費補助対象事業実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は第5条第4号で指定する日のいずれか早い日ま

で行わなければならない。

- (1) 補助対象事業の請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に要する費用に係る領収書等の写し
- (3) 補助対象事業の着手前と完了後の写真
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めた書類
(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定により白河市空家解体費補助対象事業実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、白河市空家解体費補助金交付確定通知書(第11号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、白河市空家解体費補助金交付請求書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(検査等)

第17条 市長は、補助事業者に対し、随時、必要な指示をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日要綱第63号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月1日要綱第21号)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日要綱第72号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の白河市空家解体費補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年8月22日要綱第27号)

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月22日要綱第64号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。